

## 第3章 排水設備に関する制度と事務手続

### 第1節 指定工事店制度

本市では、下水道条例及び同施行規程、又地域下水道条例及び同施行規則で「排水設備等の新設等の工事は、豊橋市上下水道局排水設備指定工事店規程（以下「指定工事店規程」という。）に定める指定工事店が行うものとする。」と定め、いわゆる指定工事店制度を設けている。

指定工事店制度とは、試験制度（愛知県下水道協会が実施する責任技術者試験）により認定された責任技術者を専属させることを指定条件の一つとし、排水設備に関して、一定水準以上の技術能力を確保しようとするものである。

排水設備の工事が適切に施工されないと、下水の流れが悪くなったり、悪臭が発生したりして、排水設備を設置した目的が十分に達成されず、さらには下水道の機能を阻害することとなる。

このことから、排水設備の技術的能力の確保を図る必要があり、多くの都市では指定工事店制度が採用され、下水道の目的達成に大きな役割をはたしている。

また、当制度は、技術的水準の確保を図るだけでなく、本市の側からは、融資あっせん及び利子補給制度等の窓口となり、市民の側からは、安心して工事を依頼できることと、合わせて事務手続きの協力ができるといった面でも有効に機能している。

#### § 1. 指定工事店の指定

本市では、指定工事店規程を制定し、指定工事店の指定の基準等を詳細に定めている。

指定工事店制度を円滑に運営していくためには、指定工事店の要件である“技術能力”と指定工事店に市民が求める“信用”が確保されていることが不可欠である。

この意味から指定工事店規程では、「指定の基準」を始め、「指定の申請」、「指定の取消し等」、「責任技術者の登録」など指定に関わる詳細な定めを設けている。

#### § 2. 指定工事店の責務

指定工事店は、法令等に従い誠実に排水設備工事を施行しなければならない。

また、指定工事店規程では、指定工事店が工事施行に際し、あるいは指定工事店として活動するに際しての具体的な責務について規定している。

指定工事店規程では、「指定の基準」の遵守、「正当な理由なき工事申込み拒否の禁止」、「従業員の行為に対する責任の負担」について指定工事店に責務を課している。

その他にも、暴風雨、その他災害発生に際しての、下水道施設の復旧又は応急措置などの協力責務を指定工事店規程で定めている。

### § 3. 責任技術者の責務

責任技術者の責務は、排水設備工事の技術に関する一切の事項を担当する。

排水設備工事が適正に施行されるためには、工事の全過程について技術を有する者が責任をもって監督することが必要である。このことから、責任技術者の職責は、工事の設計・監督にとどまらず、市民に対しての責任を含めた一切の責任を負うものである。

このように、責任技術者はきわめて重要な職責を有するものであるから、本市では、責任技術者となるには、上下水道の従事経験など一定の要件を満たしたうえで愛知県下水道協会実施の責任技術者試験に合格しなければならない。

### § 4. 排水設備工事の事務手続

指定工事店が排水設備工事（修繕工事を除く）の申し込みを受けたときは、申込人の代行者として、当該工事に関する事務手続きを行わなければならない。

取付管工事の申請や排水設備工事の承認申請については、指定工事店が申請者に代わって申請書及び図面作成、提出等の手続きを行うこととしている。

本来、これらの手続きは、市民が自ら行うものである。しかし、不慣れな市民に事務手続きを行わせるよりも、これに熟知した指定工事店に代行させることにより、手続きがスムーズかつ正確に実施されるなどの利点が多い。

また、各種補助制度を利用するための申請手続きも排水設備工事の手続きと切り離すことができないため、指定工事店が手続きの代行をするものとしている。

このほか、融資あっせん利子補給制度の融資については申請者本人には支払わず、申請者は金融機関で融資契約を結ぶ際、指定工事店への振替手続きを行い、工事を施工した指定工事店に直接支払う制度としているなど、事務手続きは全般に指定工事店が欠く事のできない役割を担った体系となっている。

## 第2節 取付管工事の制度と事務手続

### § 1. 取付管工事

新たに下水道に汚水を排除しようとしても接続できない者が、申請により承認及び許可された土地に対して行う公道分工事を取付管工事という。

新たに下水道に汚水を排除しようとしても接続できない場合。

- ① 処理区域内
  - ア 分筆された場合（位置指定等も含む）
  - イ 位置変更する場合
  - ウ 賦課対象区域（受益者負担金）から除外されていた場合
  - エ 地域下水道区域で同条例に町字がある場合
- ② 処理区域外
  - ア 下水道条例第 23 条及び地域下水道条例第 13 条の許可を受けた土地

### § 2. 取付管工事の申請

取付管工事の申請は、指定工事店を経由して上下水道局へ提出する。

取付管工事は、排水設備工事と同時期に行うこととなるので、排水設備工事に関する書類に添付して提出することとしている。

また、提出された申請書については排水設備工事の申請と同時に審査を行う。

- ① 「排水設備計画確認申請書」 28～30頁、記入例参照
- ② 排水設備工事図面（A3用紙） 31、32頁、作成例参照
- ③ 「道路占用許可申請」「水路使用許可申請」 22、23頁参照、42頁記入例参照

### § 3. 取付管工事費の負担

取付管工事費は、§ 1（取付管工事）の接続できない場合の区分により、申請者の負担と上下水道局の負担の二通りがあります。

取付管工事費の負担区分は次のとおりです。

- ① 処理区域内
  - ア 分筆された場合（位置指定等も含む）…………… 申請者負担
  - イ 位置変更する場合…………… 申請者負担

- ウ 賦課（受益者負担金）対象区域から除外されていた場合 …………… 上下水道局負担  
エ 地域下水道区域で同条例に町字がある場合 …………… 上下水道局負担

② 処理区域外

- ア 下水道条例第 23 条及び地域下水道条例第 13 条の許可を受けた土地  
…………… 上下水道局負担

処理区域内は整備済であるため、取付管工事費は申請者負担とする。なお、上記①ウ、エからの申請者には受益者負担金又は分担金を、処理区域外からの申請者には受益者負担金相当額又は分担金相当額を納めて頂くため、上下水道局負担となっている。

§ 4. 施工及び工事完了届・しゅん工検査

取付管工事の施工及び工事完了届・しゅん工検査の手続等は排水設備工事の手続等で併用する。

§ 5. 取付管の廃止

既設取付管の廃止に伴う撤去は、原則として施主負担にて撤去すること。

既設取付管の撤去は原則として上下水道局は行わないが、施主の勝手な都合による理由（位置変更等）の場合は、施主の自己負担にて撤去となる。取付管は、本管保護の立場からできるだけ既設取付管を利用し、むやみに取付管の位置変更しないよう指導している。

## 第3節 排水設備工事の事務手続

### § 1. 承認申請及び審査

排水設備工事を行おうとする者は、あらかじめ「排水設備計画確認申請書」に図面等の必要な書類を添付して、指定工事店を経由して上下水道局に提出する。

上下水道局では、提出された申請書について審査を行う。

- |                              |                   |
|------------------------------|-------------------|
| ① 「排水設備計画確認申請書」              | 28～30頁記入例参照       |
| ② 排水設備工事図面（A3用紙）             | 31、32頁作成例参照       |
| ③ 「道路占用許可申請」「水路使用許可申請」       | 22、23頁参照、42頁記入例参照 |
| ④ 「除害施設設置（変更）計画確認申請書」        | 44、45頁記入例参照       |
| ⑤ 排水設備工事図面（除害用、給排水記入）        | 46頁作成例参照          |
| ⑥ 「ディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書」 | 57頁記入例参照          |

### § 2. 施工及び使用開始届

指定工事店は、審査が終了し、承認（排水設備工事確認通知書の受理）されてから工事にかかるものとする。

施工中は「工事中標識」（図3-3-1）を掲示すること。取付管工事がある場合は、施工日前に分岐工事着手届を提出し、当日は上下水道局職員の立会いをすること。また、宅内工事が完了しなくても、下水道に接続し、使用ができる状況であれば、申請者は速やかに使用開始届を上下水道局に提出する。

- |                            |             |
|----------------------------|-------------|
| ① 排水設備工事確認通知書（申請者用、指定工事店用） |             |
| ② 分岐工事着手届                  |             |
| ③ 使用開始届（公下用、地下用）           | 33、35頁記入例参照 |

### § 3. 工事完了届

工事が完了したとき、申請者は速やかに工事完了届を上下水道局に提出する。

- |   |             |
|---|-------------|
| ① 排水設備等工事完了届（公下用、地下用）                   | 37、38頁記入例参照 |
| ② しゅん工図 2部（内1部には、「社内検査済 排水設備工事責任技術者氏名」） |             |
| ③ 工事写真（公道分施工写真、下水切替に伴う浄化槽撤去状況写真等）       |             |

#### § 4. 現地検査

上下水道局では、排水設備等工事完了届提出と同時に検査申込を受付し、検査日程表を作成し、原則として現地検査を行い、工事が適正に実施されたかを確認する。

現地検査により不適切な箇所が発見されるなど問題があると判断した場合は、指定工事店に指示して手直しを行わせる。

図 3 - 3 - 1 工事中標識

給水受付番号 排水承認番号	
工 事 中	
豊橋市上下水道局指定給水装置工事業者	第 号
豊橋市上下水道局排水設備指定工事店	第 号
名 称	
主任技術者	
責任技術者	

- 備考 (1)標識の大きさは縦 300mm 横 450mm  
(2)枠線 青色、文字 黒色、地 白色

## 第4節 処理区域外からの接続に関する事務手続

### § 1. 許可申請及び審査

処理区域外の者が下水道に汚水を排除しようとするときは、あらかじめ、「物件等設置（変更）許可申請書」等に図面など必要な書類を添付し、指定工事店を経由して上下水道局に提出する。

上下水道局では、提出された申請書について審査を行う。

- ① 「物件等設置（変更）許可申請書」（公下条例第23条）  
（公下、調整区域） 50頁記入例参照
- ② 「地域下水道使用許可申請書」（地下条例第13条） 54頁記入例参照
- ③ 排水設備工事図面（A3用紙） 31、32頁作成例参照

審査により許可書が交付された後の手続きは、第3節排水設備工事の事務手続と同様である。

※詳しくは、営業課・承認担当へ問い合わせること。

## 第5節 補助制度と事務手続

本市では下水道の利用を促進し生活環境の改善を図るため、処理区域内において、不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用しようとする者、生活扶助世帯の所有に係る既設の便所を水洗便所に改造する者、汚水を自然流下で排除することが困難でポンプ設備が必要な者、私道に共同で排水設備を設置する者への補助金制度や既設の便所（くみ取り便所及び浄化槽）を水洗便所に改造する者には、必要な資金の融資あっせんとその利子補給を行う制度を設けている。

本市の補助制度には、次のものがある。なお、補助制度の申請等に必要な書類は、排水設備工事の申請書類に添付して提出できるので、その手続きも指定工事店を経由して行うことができる。

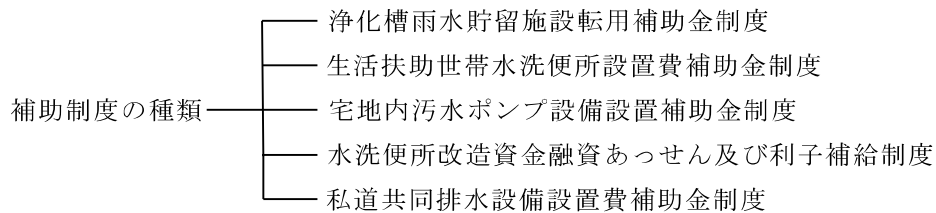


表3-5-1 補助の金額

(令和2年4月1日現在)

種 類	補助金額	内 容
浄化槽雨水貯留施設 転用補助金	工事費の10%で 限度額10万円	不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するとき。
生活扶助世帯水洗便所 設置費補助金	限度額60万円 から住宅維持費 を除いた金額	生活保護法により生活扶助を受けている方が、既設便所を水洗便所に改造するとき。
宅地内汚水ポンプ設備 設置費補助金	限度額70万円	自然流下で汚水を下水道に排除することが困難な家屋等で、排水設備工事を同時に施工するとき。
私道共同排水設備 設置費補助金		下水道本管が布設できない道を利用して、共同で私道内に排水設備を設置するとき。

表3-5-2

融資の金額

(令和2年4月1日現在)

種 類	融資金額	内 容
水洗便所改造資金融資 あっせん金額	限度額 トイレ1組 60万円	既設便所を水洗便所に改造し、排水設備工事を同時に施工するとき。

※詳しくは、営業課・業務担当へ問い合わせること。



## 第6節 道路占用に関する事務手続

### § 1. 国道・主要地方道及び一般県道の占用許可申請

#### ① 手続きの流れ

必要な書類は占用する道路により異なるため、事前に確認すること。



国・県道の占用許可には、相当の期間（i ヶ月程度）が必要なため、早めに占用申請書類を提出すること。

また、排水設備計画確認申請は、④協議書を受け取った後でなければならない。

⑥協議書回答が下りたら、速やかに上下水道局へ提出すること。

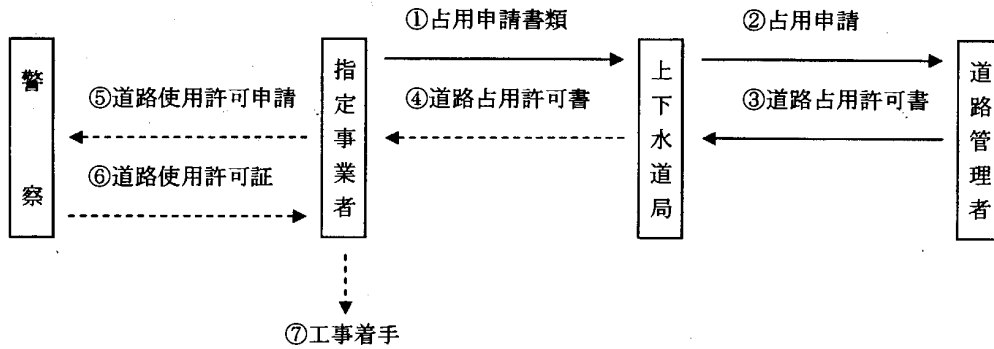
工事着手 i 週間以上前には工事予告看板を設置し、予告看板写真を i 部提出する。

県道工事完了後には速やかに工事写真を上下水道局へ提出すること。

表 3-6-1 県道占用申請書類一覧表

No.	業者	局	給排水			書類名称	備考
			給水のみ 部数	排水のみ 部数	給排水 部数		
1		○	3	3	6	道路占用許可申請書	
2	○		3	3	4	道路使用許可申請書	
3	○		5	5	8	位置図	申請箇所を朱書きで図示
4	○		5	5	8	現況写真	付近見取図、写真方向、占用物件(朱書き)を図示
5		○	3	3	6	理由書	
6	○		3	3	6	工程表	工事抑制期間を除くこと
7		○	3	3	6	数量表	
8		○	3	3	6	前回の許可書写し	
9	○		3	3	6	公図の写し	申請箇所を朱書きで図示
10		○	3	3	6	申請箇所のマッピング	申請箇所を朱書きで図示
11	○		3	3	6	地下埋設物確認書	
12		○	3		3	公道分工事材料一覧表	
13		○	3	3	6	工事仕様書	
14	○		3	3	6	平面図及び断面図	占用物件を朱書きで図示
15	○		3	3	6	側溝下等の施工断面図	
16	○		3	3	6	仮復旧断面図	
17	○		3	3	6	舗装復旧構造図	
18	○		5	5	8	保安設備設置図	『19 保安設備様式図』の「記号」にて図示
19	○		5	5	8	保安設備様式図	県建設部HPより最新版をカラー印刷
20	○		1		1	給水管設置願または撤去願	
21	○			1	1	取付管設置願または撤去願	
22	○		1		1	給水装置工事設計図面	
23	○			1	1	排水設備工事設計図面	

§ 2. 市道及び区画整理事業地区内道路の占用許可申請



① 占用申請書類

ア 市道の場合

- ・道路管理者（豊橋市長）宛の「道路占用許可申請書」  
 í 部（内 í 部に現況写真を貼付）

イ 市施行の区画整理事業の場合

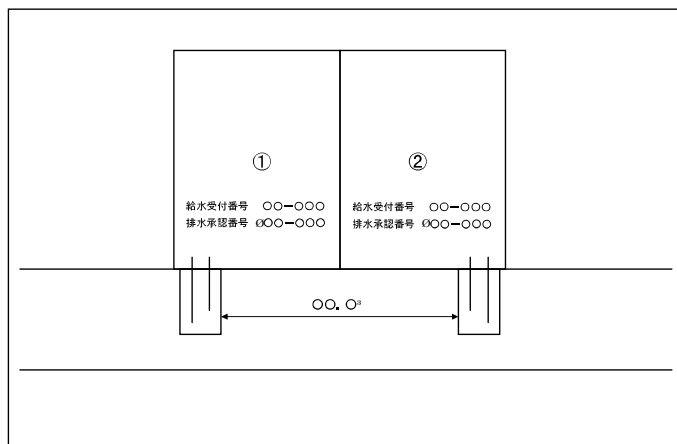
- ・区画整理事業施行者（豊橋市長）宛の「道路占用許可申請書」  
 í 部（内 í 部に現況写真を貼付）

ウ 組合施行の区画整理事業の場合

- ・区画整理事業施行者（理事長）宛の「道路占用許可申請書」  
 í 部（内 í 部に現況写真を貼付）

- ※ 1 排水設備計画確認申請は、道路占用申請書類の提出と同時に行うこと。
- ※ 2 同一路線上に複数の区画を施工して、埋戻し復旧跡が複数箇所になる場合は、図 3-6-1 の作成例を参考に舗装復旧平面図を作成し、併せて提出すること（復旧跡の箇所数には、給水引込管施工の箇所も含む）。
- ※ 3 工事に伴う届出等（街区基準点、埋蔵文化財包蔵地、バス路線等）について、事前確認をし、調整を行うこと。

図 3-6-1 市道舗装復旧平面図 作成例



### § 3. 豊橋市が管理する河川及び水路の使用申請

#### ① 使用申請書類

- ・河川管理者（豊橋市長）宛の「水路使用許可申請書」

い 部（い 部ともに現況写真を貼付）

※排水設備計画確認申請と同時に提出すること。

### § 4. 河川及び水路の占用許可申請（豊橋市以外の管理）

河川及び水路用地に取付管を埋設する場合は、河川及び水路の管理者（国土交通省、愛知県、土地改良区等）の許可を得なければならない。

#### ① 国土交通省及び愛知県が管理する河川及び水路の場合

##### ア 占用申請書類

- ・河川区域…河川法第 24 条及び第 26 条 1 項に規定する許可申請に必要な書類
- ・河川保全区域…河川法第 55 条第 1 項に基づく河川管理者の許可申請に必要な書類

表 3-6-2 県河川占用申請書類一覧表

	業者	局	部数	書類名称	備 考
1		○	3	許可申請書	
2	○		3	理由書	
3	○		3	位置図	申請箇所を朱書きで図示
4		○	3	前回の許可書写し	
5		○	3	公図の写し	申請箇所を朱書き、河川区域を色線にて図示 梅田川の場合は、河川保全区域も色線にて図示
6	○		3	現況写真	付近見取図、写真方向、占用物件（朱書き）を図示
7		○	3	上下水道台帳図	申請箇所を朱書き、河川区域を色線にて図示 梅田川の場合は、河川保全区域も色線にて図示
8		○	3	断面図	占用工作物を朱書き、河川区域を色線にて図示 梅田川の場合は、河川保全区域も色線にて図示
9	○		3	仮復旧および本復旧断面図	
10		○	3	占用面積平面図	
11	○		3	作業面積平面図	梅田川の場合は、河川保全区域も必要
12		○	3	使用材料	
13		○	3	工作物の構造又は種類	数量変更箇所 上段は前回数量（朱書き）、 下段が今回申請数量 追加分を（今回申請分L=〇〇m）
14	○		3	地下埋設物確認書	
15		○	3	工事仕様書	
16	○		3	工程表	
17	○		3	保安設備設置図	『19 保安設備様式図』の「記号」にて図示
18	○		3	保安設備様式図	県建設部HPより最新版をカラー印刷
19	○		3	給水管設置願または撤去願	
20	○		1	取付管設置願または撤去願	
21	○		1	給水装置工事設計図面	
22	○		1	排水設備工事設計図面	

#### ② 土地改良区等が管理する河川及び水路の場合

各管理者が定める手続に従って占用許可を得ること。

## § 5. その他の土地の占用許可申請

### ① その他の公共用地の場合

各管理者が定める手続に従って占用許可を得ること。

(例：公共物使用収益許可申請書等)

### ② 私道等の私有地の場合

公的な手続を必要としないが、その土地の関係者（土地所有者等）に承諾を得ること。

## 第7節 各種申請書及び設計図の記入例並びにフロー図

§ 1	排水設備計画確認申請書記入要領	2 6
§ 2	排水設備計画確認申請書記入例	2 8
§ 3	排水設備計画確認申請書2枚目記入例	3 0
§ 4	排水設備工事図面作成例(合流式区域の新設の場合)(A3用紙)	3 1
§ 5	排水設備工事図面作成例(分流式区域の切替の場合)(A3用紙)	3 2
§ 6	公共下水道使用開始(休止、廃止、再開)届記入例	3 3
§ 7	排水設備等工事完了届記入例	3 7
§ 8	排水設備義務者(使用者)変更届記入例	3 9
§ 9	排水設備工事の事務手続きフロー図	4 1
§ 10	道路占用許可申請書記入例	4 2
§ 11	取付管工事の事務手続きフロー図	4 3
§ 12	除害施設設置(変更)計画確認申請書記入例	4 4
§ 13	除害施設設置工事図面作成例及び注意事項	4 6
§ 14	除害施設の事務手続きフロー図	4 9
§ 15	特定施設の事務手続きフロー図	4 9
§ 16	物件等設置(変更)許可申請書記入例(下水道条例第11条)(公下)	5 0
§ 17	処理区域外(調整区域 $\phi$ 下水道条例第11条 $\rightarrow$ )からの 接続申請事務手続きフロー図(公下)	5 1
§ 18	処理区域外(市街化区域)からの 接続申請事務手続きフロー図(公下)	5 2
§ 19	処理区域内(農地・山林等の特例除外)からの 接続申請事務手続きフロー図(公下)	5 3
§ 20	地域下水道使用許可申請書の記入例(地域下水道条例第13条)(地下)	5 4
§ 21	処理区域外(地域下水道条例第11条)からの 接続申請事務手続きフロー図(地下)	5 5
§ 22	処理区域内からの接続申請事務手続きフロー図(地下)	5 6
§ 23	ディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書記入例	5 7

§ 1. 排水設備計画確認申請書記入要領

- ㉑ 処理区 … 設置場所の下水道が合流式又は分流式であるか確認をし、該当するものを囲む。
- ㉒ 排水設備番号 … 改築・増設などで既に排水設備番号（門標）がある場合、調査して記入する。**必ずゴム印か文字版を使用すること。**
- ㉓ 申請者 … 実際に排水設備工事を行う者の住所、氏名を記入する。  
設置義務者と異なる場合もある。
- ㉔ 工事種別 … 該当するものを囲む。
- ㉕ 業種 … 一般家庭以外はできる限り〔 〕の中に具体的に記入する。  
例：一般家庭〔アパート、店舗兼住宅〕・飲食店〔喫茶店、ラーメン店 等〕

【業種コード一覧表】		
コード	業種名	(例)
01	一般家庭	一般住宅、アパート、マンション、借家、店舗兼住宅
02	卸、小売業	コンビニ、一般商店
03	食料品、飲料品製造	菓子製造業、水産加工業
04	美容、理容業	美容院、理容室
05	スタンド、洗車場	ガソリンスタンド、洗車場
06	製造業(工場)	工場倉庫
07	飲食店	喫茶店、居酒屋
08	百貨店、スーパー	
09	事務所、営業所	倉庫
10	公衆浴場	銭湯
11	娯楽施設	パチンコ、映画館
12	旅館、ホテル	
13	病院、医院	
14	福祉施設	デイケアサービス、老人ホーム
15	幼稚園、保育園	
16	学校	
17	官公署	公園、〇〇小学校
99	その他	散水、ビニールハウス

- ㉖ 建築確認 … 建築確認番号を記入。既設の場合は「既設」と記入する。
- ㉗ 排水面積 … 敷地の面積を㎡単位で記入する。
- ㉘ 家屋・土地所有者承認欄

この欄を記入する事例 … 設置場所が申請者の土地所有でない

関係	申請者	土地所有者	家屋	土地
親子	子	親	△	●
貸店舗	入居する人	大家	●	●

※ △ 切替・増設など既存宅地のままの場合に必要。

※ ● この欄に住所・氏名が必要。

- ㉙ 委任状 … 設置義務者か申請者の氏名。
- ㉚ 公道分移管承諾書 … 取付管工事を行う場合、その排水設備の設置義務者の氏名を記入する。
- ㉛ 排水設備指定工事店 … 指定工事店名及び代表者名を記入する。  
(委任代理人) … 工事店番号は、排水設備指定工事店登録番号を記入する。

- ㉑ 排水設備責任技術者 … 責任技術者証を有し、検査立会が可能な者を記入する。
- ㉒ 給水装置番号 … 排水設備に係る給水装置番号を調査して代表を記入し  
他は備考欄へ記入する。必ずゴム印か文字版を使用。  
アパート・マンション等は部屋の数だけ記入する。
- ㉓ 井戸 …… 井戸の有無を調査して、記入する。
- ㉔ 完了予定 …… 工事完了予定日を記入する。

§ 2. 排水設備計画確認申請書記入例

記入例(公共下水道区域内)

給水受付番号	第 号	処理区 (合流・ <b>分流</b> )	給水装置番号	第 号
排水承認番号	第 号		排水設備番号	第 号
<input type="checkbox"/> 給水装置工事申込書 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 排水設備計画確認申請書				
年 月 日				
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様				
<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">公共下水道区域内の申請</div> 申込者・申請者 住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1 (フリガナ) ガスイ タロウ 氏名 下水 太郎				
豊橋市水道事業給水条例第5条第1項の規定により申し込みます。 <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">豊橋市下水道条例第6条の規定</div> により申請します。				
設置場所	コード番号	豊橋市	阻集器設置の場合は記入	
工事種類(給水)	新設(準備・仮給水)・改造(準備・増径・減径・位置変更)・撤去		用途区分	一般・臨時
申込者住所 コード番号	給水装置所有者氏名		業種	一般家庭
工事種別(排水)	<input checked="" type="checkbox"/> 新設・切替(浄化槽・くみ取り)・準備・増設・改築・仮設・撤去		[ ]	
建築確認	第 000-000000 号	排水面積 175.0 m <sup>2</sup>	阻集器の種類	グリース容量 150.5 l
排水設置 義務者	コード番号 026-000	電話 0532 (51) △△△△	フリガナ	ガスイ カズオ
	住所	豊橋市牛川町字下モ田29-1		氏名
				下水 一男
補助金制度	水洗便所改造資金融資あっせん申請	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	浄化槽雨水貯留施設転用補助金申請	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
所有者承認欄(申込者・給水装置所有者又は申請者と異なる場合のみ記入して下さい。)				
家屋	住所	氏名		
土地	住所	豊橋市牛川町字下モ田29-1	氏名	下水 一男
委任状				
上記給水装置工事・ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">排水設備</span> 工事の施行に関することを、下記の者に委任します。				
〇〇年 〇〇月 〇〇日				
委任者 下水 太郎				
委任代理人				
事業者番号第 号 指定給水装置工事事業者名				
指定給水装置工事主任技術者氏名				
工事店番号第 ■■■■号 排水設備指定工事店名 豊橋◇◇設備				
排水設備工事責任技術者氏名 下水 管太				
公道分移管承諾書				
私負担の公道に属する給水装置 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">排水設備</span> を、工事完成後直ちに無償で市に譲渡することを承諾します。				
〇〇年 〇〇月 〇〇日				
<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">新規で取付管を設置した場合</div> 申込者・申請者 下水 太郎				
分岐承諾書				
私所有の給水装置(給水装置番号 第 号)				
<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">井戸水が下水道へ接続されているか</div> 所有者				
給水方式	直結直圧式・受水槽式	直結直圧式の最高給水高さ	m	受水槽有効容量
口径	給水管 mm	メーター mm	井戸区分	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
			下水接続	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
			流量計・時間計	認定

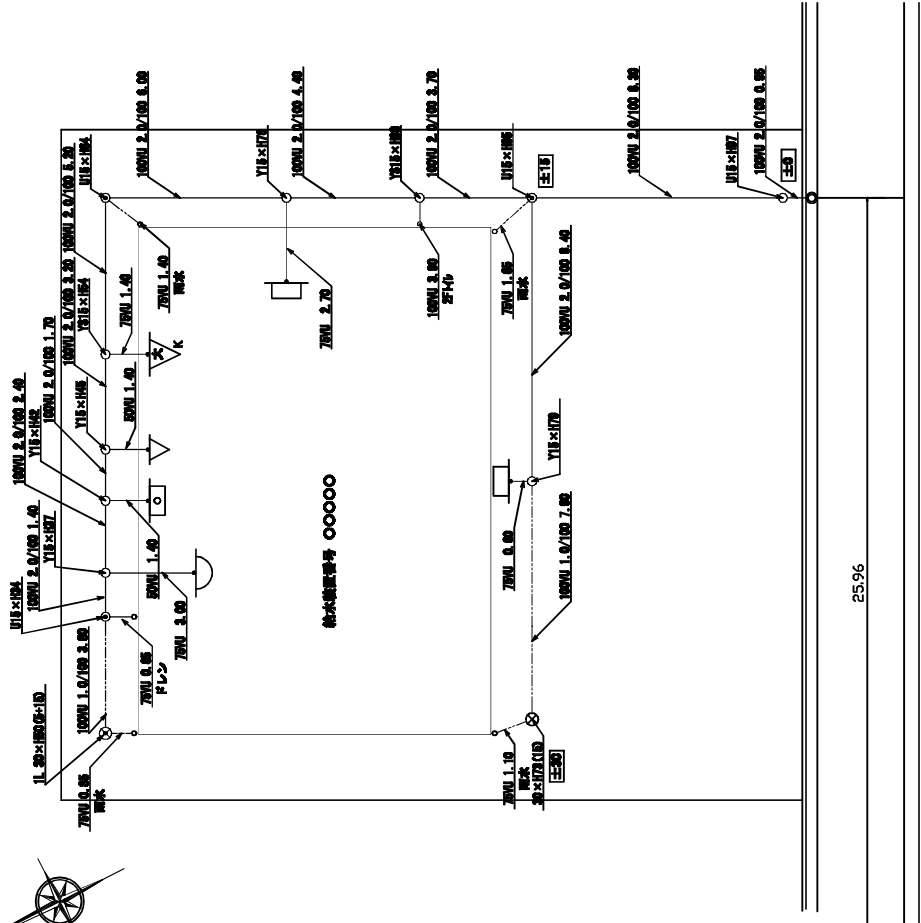
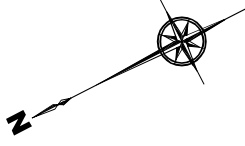


記入例(地域下水道区域内)

給水受付番号	第	号	処理区	(合流・分流)	給水装置番号	第	号
排水承認番号	第	号			排水設備番号	第	号
<input type="checkbox"/> 給水装置工事申込書 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 排水設備計画確認申請書							
年 月 日							
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様							
地域下水道区域内の申請		申込者・申請者 住 所 豊橋市牛川町字下モ田29-1 (フリガナ) チゲ ジロウ 氏 名 地下 次郎					
豊橋市水道事業給水条例第5条第1項の規定により申し込みます。							
豊橋市地域下水道条例第7条第1項の規定により申請します。							
設置場所		コード番号	豊橋市				
青色の申請用紙							
工事種類(給水)	新設(準備・仮給水)・改造(準備・増径・減径・位置変更)・撤去				用途区分	一般・臨時	
申込者住所 コード番号	給水装置所有者氏名			業 種	一般家庭		
工事種別(排水)	<input checked="" type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 切替(浄化槽・くみ取り)・ <input type="checkbox"/> 準備・ <input type="checkbox"/> 増設・ <input type="checkbox"/> 改築・ <input type="checkbox"/> 仮設・ <input type="checkbox"/> 撤去				容 量	[ ]	
建築確認	第	〇〇〇—〇〇〇〇〇〇	号	排水面積	210.5 m <sup>2</sup>	阻集器の種類	
排水設置 義務者	コード番号	026-000	電話	0532 (51) ▽△▽△	フリガナ	チゲ ジロウ	
	住 所	豊橋市牛川町字下モ田29-1			氏 名	地下 次郎	
補助金制度	水洗便所改造資金融資あっせん申請		有・無	浄化槽雨水貯留施設転用補助金申請	有・無		
所有者承認欄(申込者・給水装置所有者又は申請者と異なる場合のみ記入して下さい。)							
家屋	住所				氏 名		
土地	住所				氏 名		
委任状							
上記給水装置工事・ <span style="border: 1px solid red;">排水設備工事</span> の施行に関することを、下記の者に委任します。							
〇〇年 〇〇月 〇〇日							
委任者 地下 次郎							
委任代理人							
事業者番号第 号 指定給水装置工事事業者名							
指定給水装置工事主任技術者氏名							
工事店番号第 ■■■号 排水設備指定工事店名 豊橋◇◇設備							
排水設備工事責任技術者氏名 下水 管太							
公道分移管承諾書							
私負担の公道に属する給水装置・ <span style="border: 1px solid red;">排水設備</span> を、工事完成後直ちに無償で市に譲渡することを承諾します。							
〇〇年 〇〇月 〇〇日							
申込者・申請者 地下 次郎							
分岐承諾書							
私所有の給水装置(給水装置番号 第 号)から分岐することを承諾します。							
年 月 日							
所有者							
給水方式	直結直圧式・受水槽式		直結直圧式の最高給水高さ			m	受水槽有効容量
口径	給水管	mm	メーター	mm	井戸区分	有・無	下水接続
						有・無	流量計・時間計・認定

§ 3. 排水設備計画確認申請書2枚目記入例

上 下 水 道 局	新メーター	mm	旧メーター	mm	審査	年月日			
	金額		入金	日	承認(排水)	年月日			
	加入金	新・増	円		検査	年月日			
	負担				完了	年月日			
					完了予定日	〇〇年〇月〇〇日			
	給水装置				占用番号				
	給水管接続手数料		円		取付(排水)	年月日			
	計		円	年月日	調定番号(排水)	第 号			
	排水管接続手数料		円	年月日	水洗便所改造資金	第 号 組			
	納付書発行日	(給水)		年月日	融資あつせん	円			
(排水)			年月日	下水道使用許可	指令第 号				
敷地内処理		年月日	使用開始確認		年月日				
特記事項				備考					
<p><b>排水設備についての承諾書等記入例</b></p> <p><u>分流区域において外流しを設置する場合</u> 「外流しを設置しますが石鹼・洗剤等は使用しません。 氏名〇〇 〇〇」</p> <p><u>浄化槽を撤去できない場合</u> 「浄化槽を撤去すると既設建物に影響を及ぼす恐れがあるため、今回は一部残置しますが建築物を改築等する場合にはすべて撤去いたします。 氏名〇〇 〇〇」</p> <p><u>他人の土地を利用し、排水設備を設置する場合</u> 「私の土地(〇〇町字〇〇 〇〇番〇)に△△△△氏の排水設備(門標△△△△△)を設置することを承諾いたします。 土地所有者 〇〇 〇〇」</p> <p><u>他人の排水設備に排水設備を接続する場合</u> 「△△△△氏の排水設備(門標△△△△△)を私の排水設備(門標〇〇〇〇〇)へ接続することを承諾いたします。 氏名〇〇 〇〇」</p>									
水道技術 管 理 者									
上記により申込承認書・申請確認書及び納入通知書を発行してよろしいか。						受付			
水質管理	承認 決裁	課 長	課長補佐	課長補佐	主 査	主 査	主 査	審 査	受 付
要 不 要 不 特 定 除 害 その他	完了 決裁								
<p><b>営業課へ申請前に</b> <b>特定施設・除害施設・その他がある場合、</b> <b>下水道施設課 水質管理担当の「確認印」をもらうこと。</b></p>									

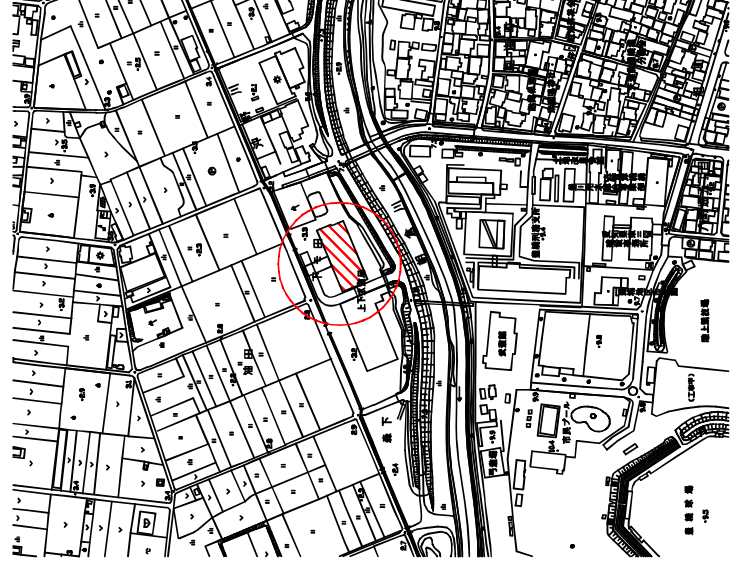


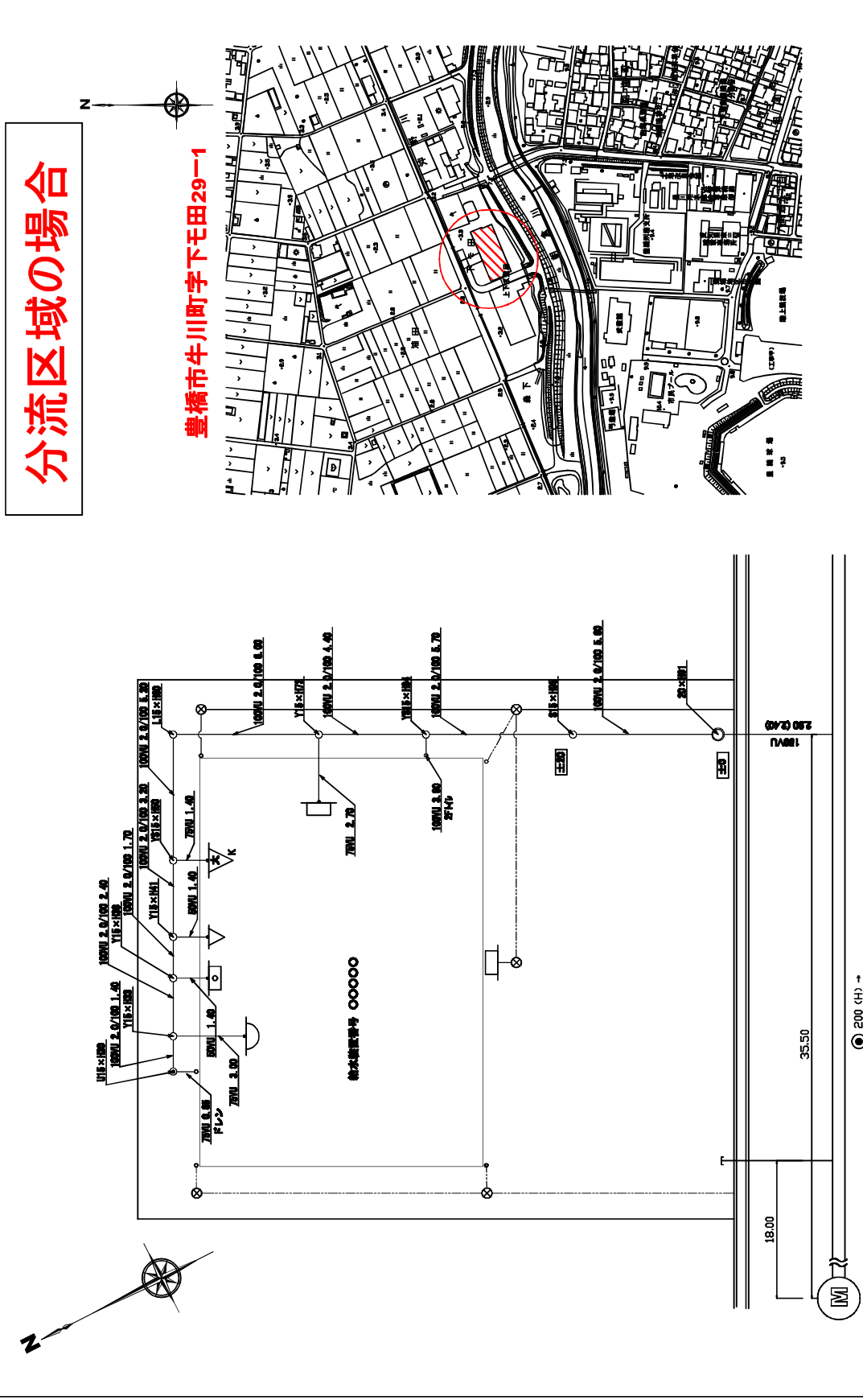
25596

◎ 250 (T) →

**合流区域の場合**

豊橋市牛川町字下毛田29-1





§ 6. 公共（地域）下水道使用開始（休止、廃止、再開）届記入例

給水受付番号	〇〇-〇〇〇〇	排水設備承認番号	△△-△△△△
--------	---------	----------	---------

第8号様式ア

公共下水道使用開始（~~休止、廃止、再開~~）届

〇〇年 〇月 〇日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者様

住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1

**公共下水**  
**『開始』または『再開』**

フリガナ ゲスイ タロウ  
氏名 下水 太郎

電話 ( 0532 ) 〇〇 - 〇〇〇〇

公共下水道使用開始（~~休止、廃止、再開~~）をしたいので、豊橋市下水道条例第9条第1項の規定により届けます。

お客様番号	給水装置番号	〇〇〇〇〇〇			
排水設備設置場所	豊橋市 〇〇町字〇〇 〇〇 - 〇	番地			
下水道使用者 住所・氏名	住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1	フリガナ <small>ゲスイ タロウ</small> 氏名	下水 太郎		
電話番号	( 0532 ) 〇〇 - 〇〇〇〇	工事の種類	新設・増設・改造		
開始、 <del>休止、廃止、再開</del> 年月日	〇〇年 〇月 〇日	指定工事店名	今橋設備		
排水人口	4人 ( 1戸 )	全水洗便器数	大	小	兼
汚水の種類	水道汚水・井戸汚水・その他の汚水				
排水設備番号	△△△△△				2

※上記太線内に記入ください

検針番号	— —	回目
下水の有無	0 上水のみ 1 上下水のみ 2 時間計 3 流量計 4 認定	
処理区分		
当初調定期間	0.5月 1.0月 1.5月 2.0月	
水道井水併用	0 なし 1 あり	
井水用途	1 散水 2 その他 ( )	

受付者	処理確認欄			
	電算(端末)入力	担当者	井水(端末)入力	担当者

給水受付番号 〇〇-〇〇〇〇 排水設備承認番号 △△-△△△△

第8号様式ア

公共下水道使用~~開始~~ (休止、~~廃止~~、~~再開~~) 届

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

〇〇年 〇月 〇日

住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1

**公共下水**  
**『休止』**

フリガナ ガスイ タロウ  
氏名 下水 太郎

電話 ( 0532 ) 〇〇 - 〇〇〇〇

公共下水道使用~~開始~~ (休止、~~廃止~~、~~再開~~) をしたいので、豊橋市下水道条例第9条第1項の規定により届けます。

お客様番号	給水装置番号	〇〇〇〇〇〇		
排水設備設置場所	豊橋市 〇〇町字〇〇 〇〇 - 〇	番地		
下水道使用者 住所・氏名	住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1	フリガナ <small>ガスイ タロウ</small> 氏名 下水 太郎		
電話番号	( 0532 ) 〇〇 - 〇〇〇〇	工事の種別	新設・増設・改造	
<del>開始</del> 、休止、 <del>廃止</del> 、 <del>再開</del> 、年月日	〇〇年 〇月 〇日	指定工事店名	今橋設備	
排水人口	4人 ( 1戸)	全水洗便器数	大	小
汚水の種類	水道汚水・井戸汚水・その他の汚水	兼		
排水設備番号	△△△△△			2

※上記太線内に記入ください

検針番号	— —	回目
下水の有無	0 上水のみ 1 上下水のみ 2 時間計 3 流量計 4 認定	
処理区分		
当初調定期間	0.5月 1.0月 1.5月 2.0月	
水道井水併用	0なし 1あり	
井水用途	1 散水 2 その他 ( )	

受付者	処理確認欄			
	電算(端末)入力	担当者	井水(端末)入力	担当者

**休止・廃止理由**  
**〇〇のため**  
**(申請予定:〇月)**  
**再開予定:〇月**

給水受付番号 〇〇-〇〇〇〇 排水設備承認番号 △△-△△△△

第8号様式 (その1)

地域下水道使用開始 (休止、廃止、再開) 届

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

〇〇年 〇月 〇日

住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1

**地域下水**  
『開始』または『再開』

フリガナ 氏名 チゲ ジロウ  
地下 次郎

電話 ( 0532 ) 〇〇 - 〇〇〇〇

地域下水道使用開始 (休止、廃止、再開) をしたいので、豊橋市地域下水道条例第11条第1項の規定により届けます。

お客様番号	給水装置番号	〇〇〇〇〇〇		
排水設備設置場所	豊橋市	▽▽▽町二丁目	〇〇 - 〇〇	番地
下水道使用者 住所・氏名	住所	豊橋市牛川町字下モ田29-1		
電話番号	( 0532 ) 〇〇 - 〇〇〇〇	工事の種別	新設・増設・改造	
開始、 <del>休止、廃止、再開</del> 年月日	〇〇年 〇月 〇日	指定工事店名	今橋水道	
排水人口	5人 ( 1戸)			
汚水の種類	水道汚水・井戸汚水・その他の汚水		全水洗	大 小 兼
排水設備番号	◇◇◇◇◇◇		便器数	2

※上記太線内に記入ください

検針番	
下水の	
処理区	
当初調定	
水道井水併用	0なし 1あり
井水用途	1散水 2その他 ( )

**地域下水道区域(様式第8(その1))は、青色用紙に記入**

受付者	処理確認欄			
	電算(端末)入力	担当者	井水(端末)入力	担当者

給水受付番号 〇〇-〇〇〇〇 排水設備承認番号 △△-△△△△

第8号様式 (その1)

地域下水道使用~~開始~~ (休止、~~廃止~~、再開) 届

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

〇〇年 〇月 〇日

住所 豊橋市牛川町字下モ田 2 9 - 1

**地域下水**  
**『休止』**

フリガナ チゲ ジロウ  
氏名 地下 次郎

電話 ( 0532 ) 〇〇 - 〇〇〇〇

地域下水道使用~~開始~~ (休止、~~廃止~~、再開) をしたいので、豊橋市地域下水道条例第11条第1項の規定により届けます。

お客様番号	給水装置番号	〇〇〇〇〇〇		
排水設備設置場所	豊橋市 ▽▽▽町二丁目 〇〇 - 〇〇	番地		
下水道使用者 住所・氏名	住所 豊橋市牛川町字下モ田 2 9 - 1	フリガナ 氏名	<small>チゲ ジロウ</small> 地下 次郎	
電話番号	( 0532 ) 〇〇 - 〇〇〇〇	工事の種類別	新設・増設・改造	
<del>開始、休止、廃止、再開、年月日</del>	〇〇年 〇月 〇日	指定工事店名	今橋水道	
排水人口	5人 ( 1戸)	全水洗 便器数	大	小
汚水の種類	水道汚水・井戸汚水・その他の汚水			兼
排水設備番号	◇◇◇◇◇◇			2

※上記太線内に記入ください

検針番	
下水の	
処理区	
当初調定	
水道井水併用	0なし 1あり
井水用途	1散水 2その他 ( )

地域下水道区域(様式第8(その1))は、  
青色用紙に記入

受付者	処理確認欄			
	電算(端末)入力	担当者	井水(端末)入力	担当者

休止・廃止理由  
〇〇のため  
(申請予定:〇月)  
再開予定:〇月



排水設備等工事完了届

**公共下水**

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

住所 (所在地) **牛川町字下モ田29-1**

氏名 (名称) **豊橋 太郎**

排水設備及び除害施設の**新設**(増設、改築)工事が完了したため**豊橋市下水道条例第7条の規定**により届けます。

設置場所	<b>牛川町字下モ田29-1</b>
しゅん工年月日	<b>〇〇年〇月〇日</b>
工事店住所(所在地)	<b>今橋町1番地</b>
工事店氏名(名称)	<b>排水設備(有)</b>

§ 7. 排水設備等工事完了届記入例

給水受付番号 (ある時のみ)	親	〇〇-〇〇〇〇	子
承認番号	排水設備番号	△△-△△△△	◇◇◇◇◇◇
検査年月日	検査員		
検査項目	確認		概要
竣工図との照合			
指摘事項	<p>アパート等の場合は給水装置工事申込書と排水設備計画確認申請書を同時に提出した申請書の給水受付番号(通常は親番号)を記入してください</p>		
経過			
再検査	現地確認・写真確認・その他 ( ) 確認年月日		

太枠のみ記入

排水設備等工事完了届

**地域下水**

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

住所 (所在地) **牛川町字下モ田29-1**

氏名 (名称) **豊橋 次郎**

排水設備及び除害施設の**新設**(増設、改築)工事が完了したので**豊橋市**地域下水道条例第7条第3項の規定により届けます。

設置場所	<b>牛川町字下モ田29-1</b>
しゅん工年月日	<b>〇〇年〇月〇日</b>
工事店住所 (所在地)	<b>今橋町1番地</b>
工事店氏名 (名称)	<b>(株)地下設備</b>

給水受付番号 (ある時のみ)	親	〇〇-〇〇〇〇	子
承認番号	△△-△△△△	排水設備番号	◇◇◇◇◇◇
検査年月日		検査員	
検査項目	確認	概要	
竣工図との照合			
ます施工状況			
排水管施工状況			
仕上がり状況			
経過			
再検査	現地確認・写真確認・その他 ( )		
検査	確認年月日		

**地域下水道区域(様式第5)は、青色用紙に記入**

太枠のみ記入

No. \_\_\_\_\_

排水設備義務者（使用者）変更届

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

新排水設備義務者（使用者）住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1

**公共下水**

(フリガナ) ハスイ 伊ロウ

氏名 下水 一郎

電話 〇〇 - 〇〇〇〇

排水設備の義務者（使用者）に変更があったので豊橋市下水道条例第10条の規定により届  
 けます。

設 備 場 所	豊橋市 〇〇町字〇〇 〇〇番〇
旧排水設備義務者 使用者氏名	△△ △△
変 更 月 日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
排 水 設 備 番 号	第 □□□□□ 号
届 出 人 氏 名	◇◇ ◇◇
摘 要	

No. \_\_\_\_\_

排水設備義務者（使用者）変更届

年 月 日

**青色用紙**

豊橋市水道事業 様

新排水設備義務者（使用者）住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1

**地域下水**

(フリガナ) チゲジロ

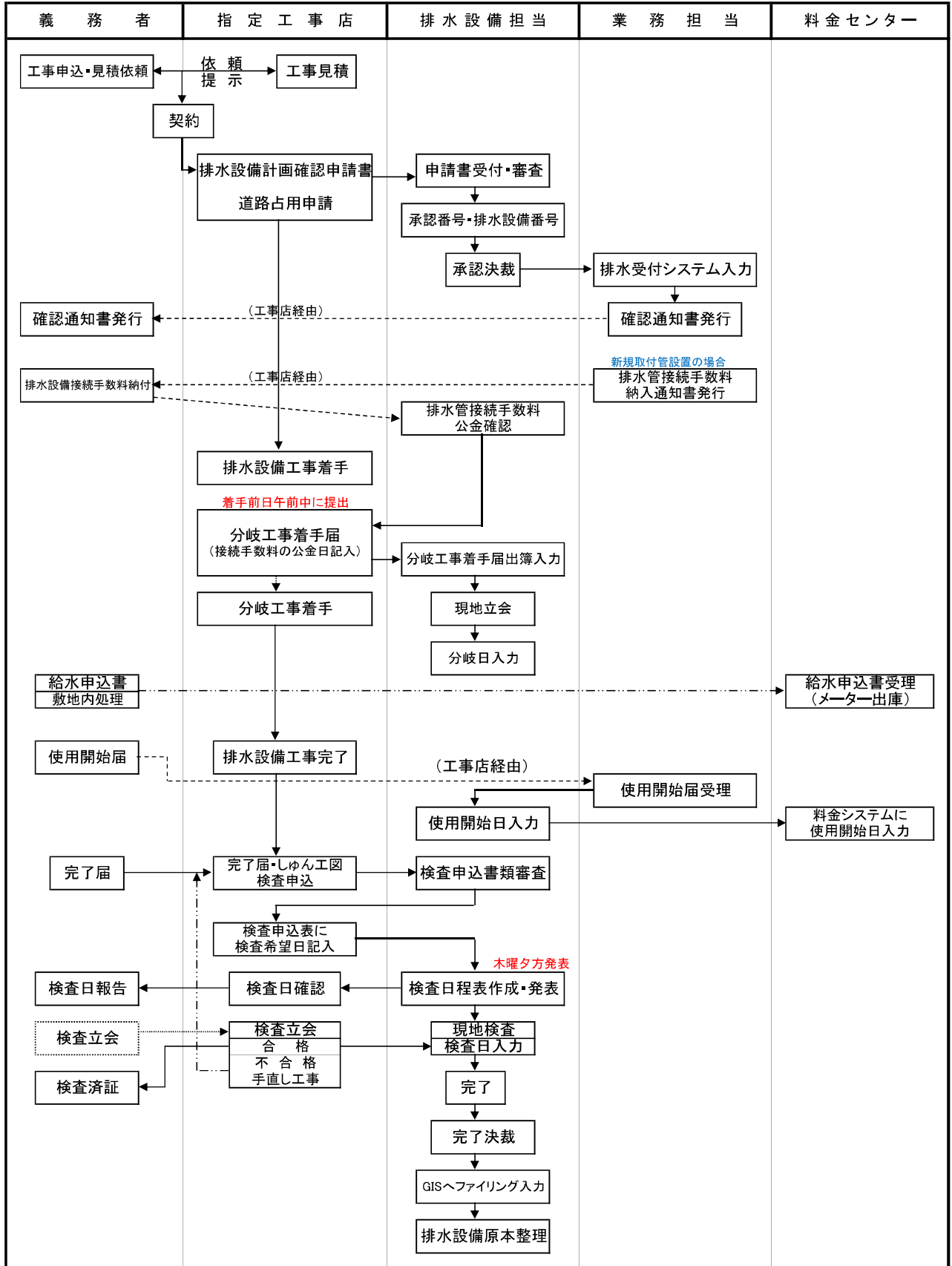
氏名 地下 次郎

電話 ▽▽ - ▽▽▽▽

排水設備の義務者（使用者）に変更があったので豊橋市地域下水道条例第12条の規定により届けます。

設備場所	豊橋市 ○○町字○○ ○○番○
旧排水設備義務者氏名	◇◇ ◇◇
変更月日	令和 ○○年 ○○月 ○○日
排水設備番号	第 ▲▲▲▲▲ 号
届出人氏名	◇◇ ◇◇
摘要	

§ 9. 排水設備工事事務手続きフロー



§ 10. 道路占用許可申請書記入例

◆ **裏面には現場写真を添付**

- ◇本管：黒線、引込管：赤線にて記載
- ◇舗装タイプを写真下に記載
- ◇平面図・断面図と同じ方向から撮影すること  
(東西道路は東側、南北道路は南側から撮影)

◆ 占有許可申請書および現場写真の表裏1枚を2部  
占有許可申請書(写真なし)を1部の合計3部提出

No. \_\_\_\_\_  
令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

日付は記入しない

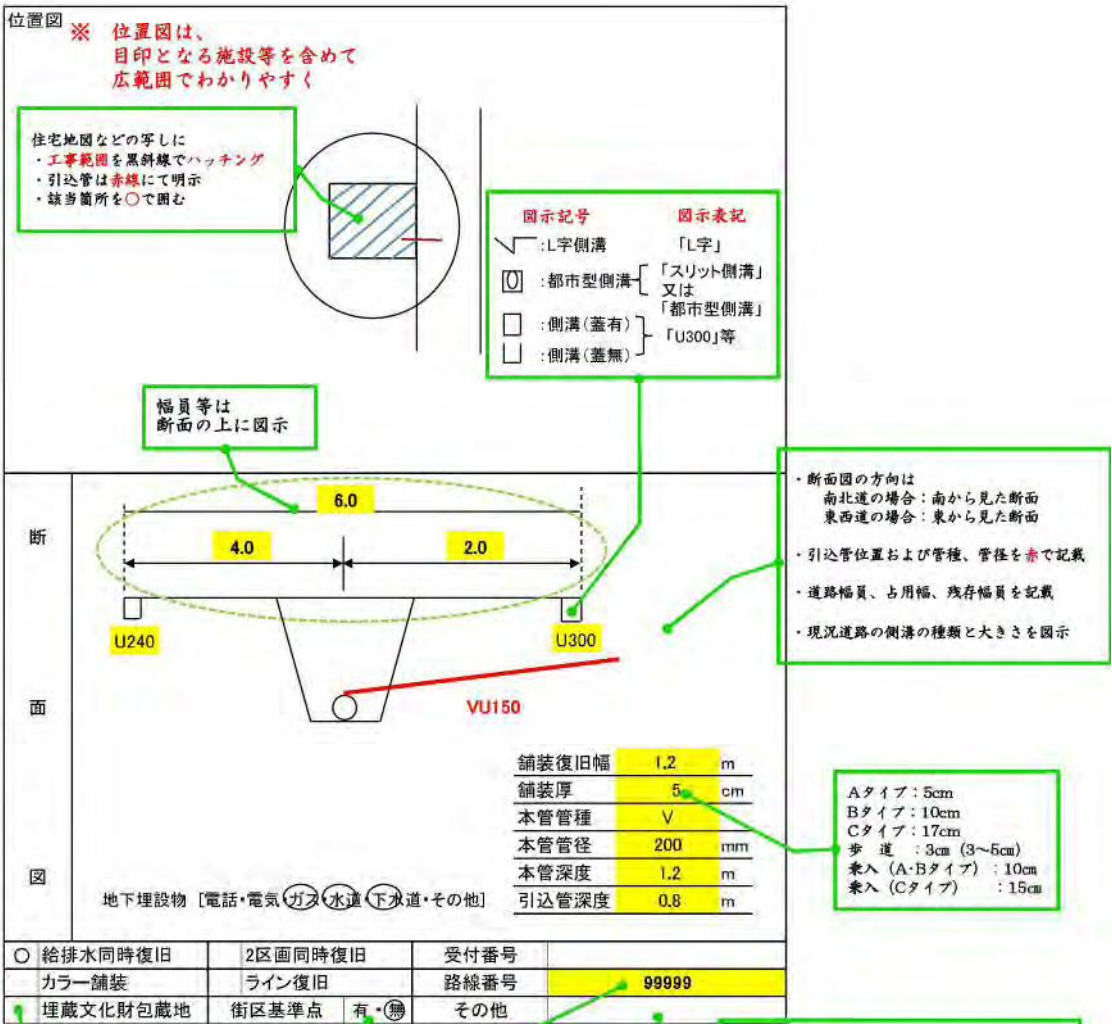
水道事業及び下水道事業管理者  
上下水道局長 ○ ○ ○ ○

### 道路占用許可申請書

次のとおり、道路占用を許可してください。

- 1 占用目的      排水管 埋設・~~撤去~~ のため
  - 2 占用場所      豊橋市 牛川町字下モ田29番1 地先
  - 3 施工期間      許可日から 令和〇〇年 〇月〇〇日 まで(9時から 17 時まで)
- (参考事項) 指定事業者名 局下水道(株)      現場責任者 排水工事 次郎
- 連絡先      昼間(0532) 51-2723 夜間(0532) 51-2723
- 申込者      下水道 取付太

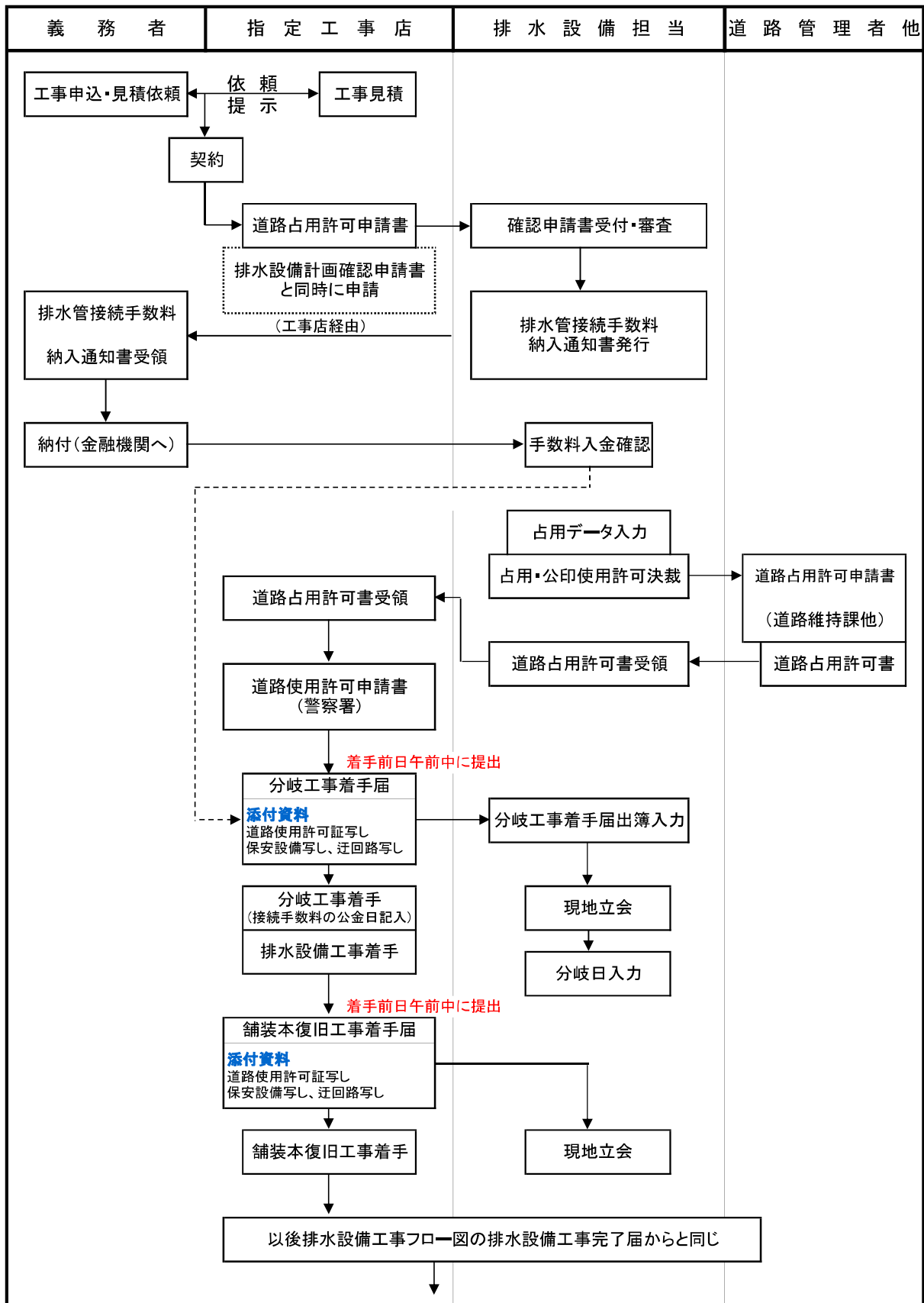
- 排水管を引込みする対象軍の地番のみとする。
- ① ◇番地先
  - ② △△△地先
  - ③ □□番□地先
  - ④ ○○-○地先



豊橋市HP『らぎずる豊橋』にて確認可能

- 記入事項例
- 「埋設撤去同時復旧」「仮復旧省略」
  - 「全幅復旧」
  - 「仮復旧全天候型高耐久性常温混材使用」
  - 「〇〇工事にて本復旧(他工事同時する場合)」
  - 「舗装復旧要綱に基づき復旧します」

§ 11. 取付管工事の事務手続きフロー（市道の場合）



§ii. 除害施設設置（変更）計画確認申請書記入例

除害施設設置（変更）計画確認申請書			
		年 月 日	
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様			
申請者 住所 電話番号 0531-21-0000 豊橋市牛川町字下モ田00-0			
氏名又は名称 下水 一郎 (法人にあってはその代表者の氏名)			
豊橋市下水道条例第6条の規定により、除害施設の設置（変更）について、次のとおり申請します。 ㊦			
<b>公共下水</b>			
工場、事業場の名称	上下食堂	電 話	( 0531 ) 21-0000
工場、事業場の所在地	牛川町字下モ田◇◇-0	工場又は事業場の責任者名	浄化 一筋
業 種	例⇒ 飲食業	排水設備番号	第 ◇◇◇◇◇ 号
除害施設計画	処理目的水質項目	例⇒ ノルマルヘキサゲキサン抽出物質 浮遊物質 (íí) 生物化学酸素要求量 (BÑÜ)	給水装置番号 第 △△△△△ 号
	処理方法の名称	自然浮上分離法	※整理番号
	△ 施設内容	別紙のとおり	※受付年月日 年 月 日
工事施行者	住 所	豊橋市今橋町◇◇	※審査結果
	氏名又は名称	今橋設備	※完了年月日 年 月 日
	担 当 者	今橋 太郎 電話 00-0000	※摘要
変更の理由及びその概要			
工 事 期 間	着手予定○年○月○日 完了予定○年○月○日		
備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。 2 △印の欄の記載は、別紙によること。 3 本申請書は、別紙と共に正、副2通提出すること。			



# 青色用紙

除害施設設置（変更）計画確認申請書

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

申請者

住 所

電話番号 053-461-0000

豊橋市牛川町字下モ田00-0

## 地域下水

氏名又は

名 称 地下 次郎

（法人にあってはその代表者の氏名）

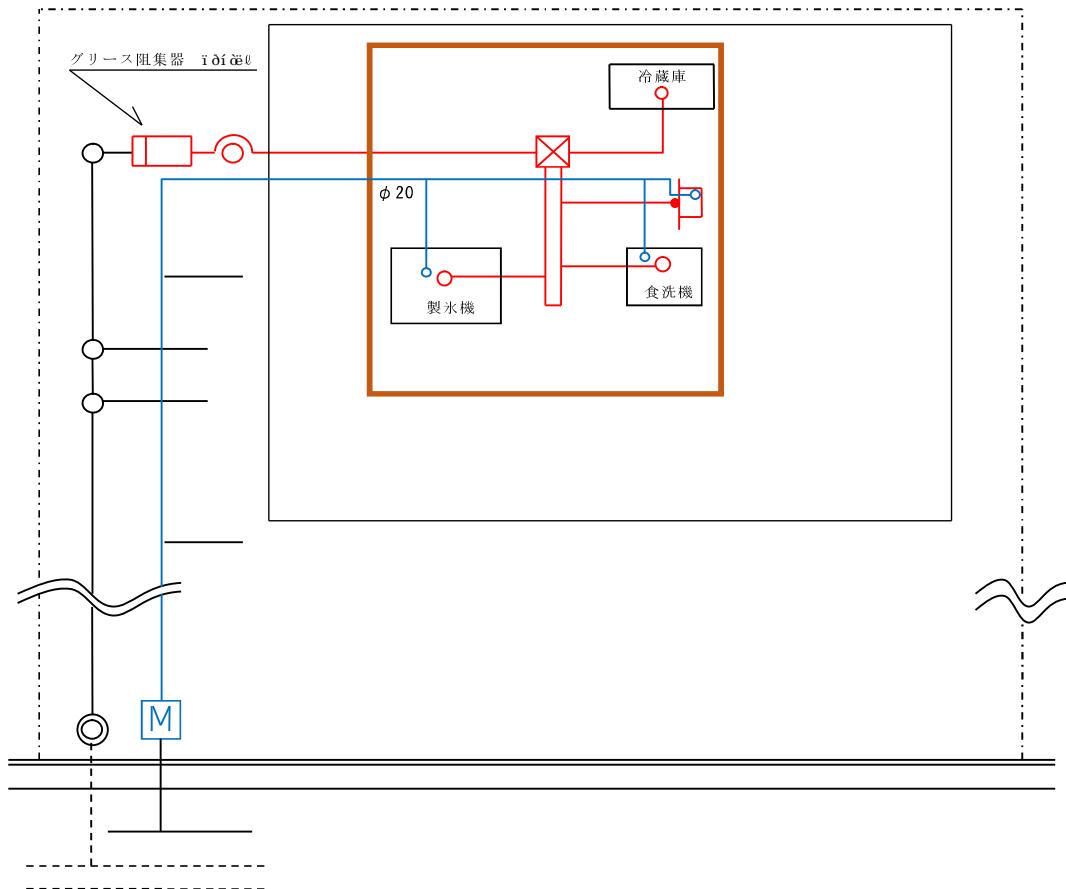
豊橋市地域下水道条例第8条の規定により、除害施設の設置（変更）について、次のとおり申請します。

工場、事業場の名称	喫茶店	電 話	( 053 ) 461-0000	
工場、事業場の所在地	牛川町字下モ田00-0	工場又は事業場の責任者名	地下 浄介	
業 種	例⇒ 飲食業	排水設備番号	第 00000 号	
除害施設計画	処理目的水質項目	例⇒ ノルマルヘキサン抽出物質 浮遊物質 (TSS) 生物化学酸素要求量 (BOD)	給水装置番号	第 00000 号
	処理方法の名称	自然浮上分離法	※整理番号	
	△ 施設内容	別紙のとおり	※受付年月日	年 月 日
工事施行者		※〃番号		
	住 所	豊橋市今橋町00	※審査結果	
	氏名又は名称	豊橋管工	※完了年月日	年 月 日
	担 当 者	豊橋 一郎 電話 00-0000	※摘要	
変更の理由及び概要				
工 事 期 間	着手予定〇年〇月〇日 完了予定〇年〇月〇日			

- 備考
- ※印の欄は、記載しないこと。
  - △印の欄の記載は、別紙によること。
  - 本申請書は、別紙と共に正、副2通提出すること。

## §ii. 除害施設設置工事図面作成例及び注意事項

### 1. 図面の作成例



・ 厨房をメインに、

排水系統・・・	赤色
給水系統・・・	青色
厨 房・・・	茶色

で作図すること

### 2. 注意事項

- ・ グリース阻集器の容量を記載すること。
- ・ 排水系統は、グリース阻集器より上流側を着色する。
- ・ 給水系統は、メーターから厨房内の各器具までを着色する。
- ・ 厨房を茶色の線で囲むこと。
- ・ しゅん工検査申込の際に、設計と変更があれば図面を差し替えること。

## グリース阻集器 容量計算書 豊橋型

※メーター口径による使用水量

① 20 mm      ② 40 L/分

(②、④、⑧)：排水設備工事指針 表5-6-1参照)

給水栓の口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75
流量 (ℓ/分)	17	40	65	87	156	236	530

※厨房への給水支線口径による使用水量

③ 20 mm      ④ 40 L/分  
 ⑤ 1 本      ④ 40 L/分 × ⑤ 1 本 = ⑥ 40 L/分

※流し台等の水栓による使用水量

⑦ 13 mm      ⑧ 17 L/分  
 ⑨ 2 本      ⑧ 17 L/分 × ⑨ 2 本 = ⑩ 34 L/分

※容量計算に用いる使用水量

②, ⑥, ⑩のうち最小の数値を用いて計算する。

②または⑥または⑩ 34 L/分 × 2 分 = ⑪ 68 L

滞留時間：2分以上とする

中華料理店（ラーメン店等）：3分

焼肉店等：3分

※グリース量

⑫ 5 g/食 × 0.001L/g × ⑬ 300 食/日 × ⑭ 7 日 = ⑮ 10.5 L

⑫：通常1食当たり1～5g      ⑬：1日当たりの食数  
 （中華料理店等は15gとする）      ⑭：清掃周期  
 0.001：グリース1g当たりの容量

※グリーストラップ必要容量

⑪ 68 L + ⑮ 10.5 L = ⑯ 78.5 L

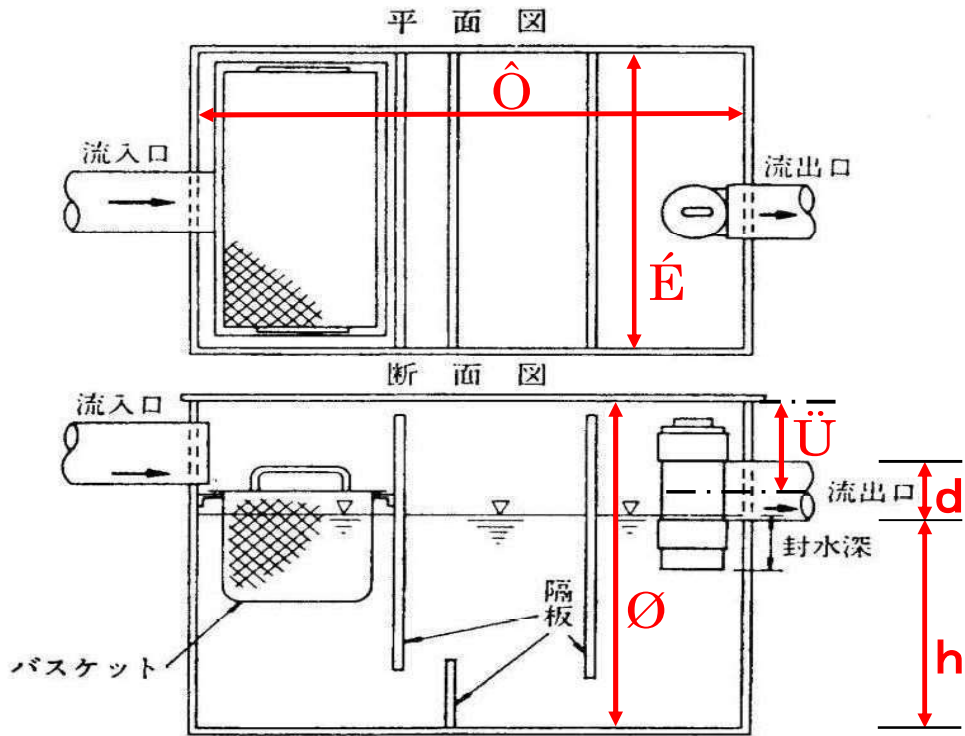
※グリーストラップ実容量

縦 600 mm × 横 350 mm × 高さ 400 mm ×  $\frac{i}{i \text{ } \partial \partial \partial \partial \partial \partial}$   
※深さは流出管底から  
 実容量  
 = 84 L

⑰ グリーストラップ実効容量 84 L

判定 ⑰ 84 L > ⑯ 78.5 L OK

グリース阻集器の実容量算出方法例



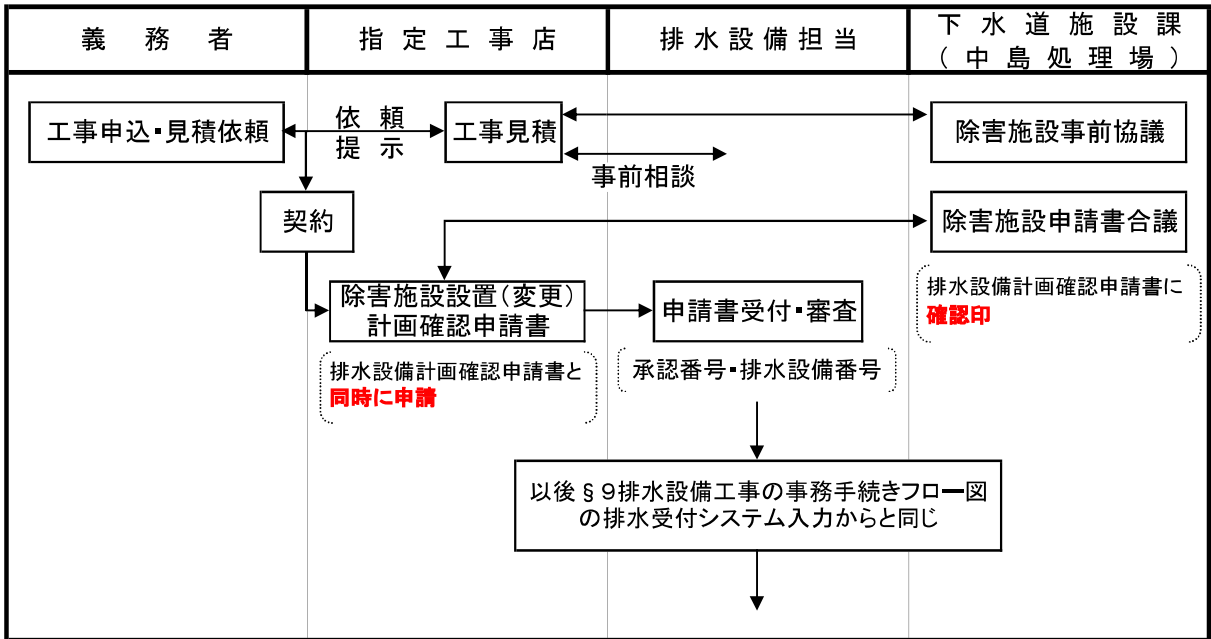
$$\text{縦 } W \text{ mm} \times \text{横 } L \text{ mm} \times \text{深さ } h \text{ mm} \times \frac{i}{i \text{ } \ddot{\text{O}} \text{ } \ddot{\text{O}} \text{ } \ddot{\text{O}} \text{ } \ddot{\text{O}} \text{ } \ddot{\text{O}} \text{ } \ddot{\text{O}}} = \boxed{\text{実容量}} L$$

深さ(h): 流出管から本体底までの深さ

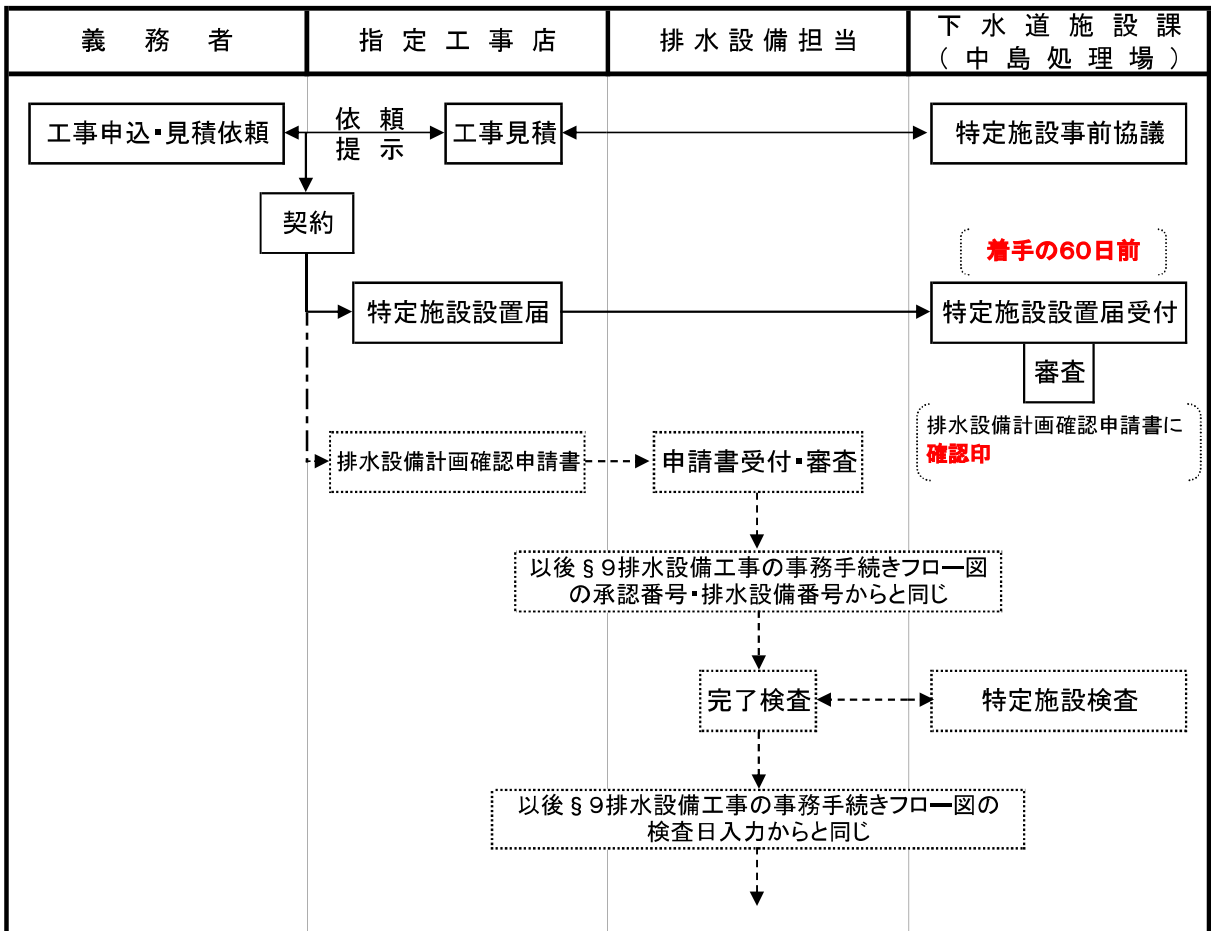
$$h \text{ mm} = H \text{ mm} - (D \text{ mm} + d/2 \text{ mm})$$

縦(W),横(L): 底面積と天板面積が異なる場合は、小さい値を用いること

§ 14. 除害施設の事務手続きフロー



§ 15. 特定施設の事務手続きフロー



§ 16. 物件等設置（変更）許可申請書記入例

第14号様式

## 物件等設置（変更）許可申請書

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

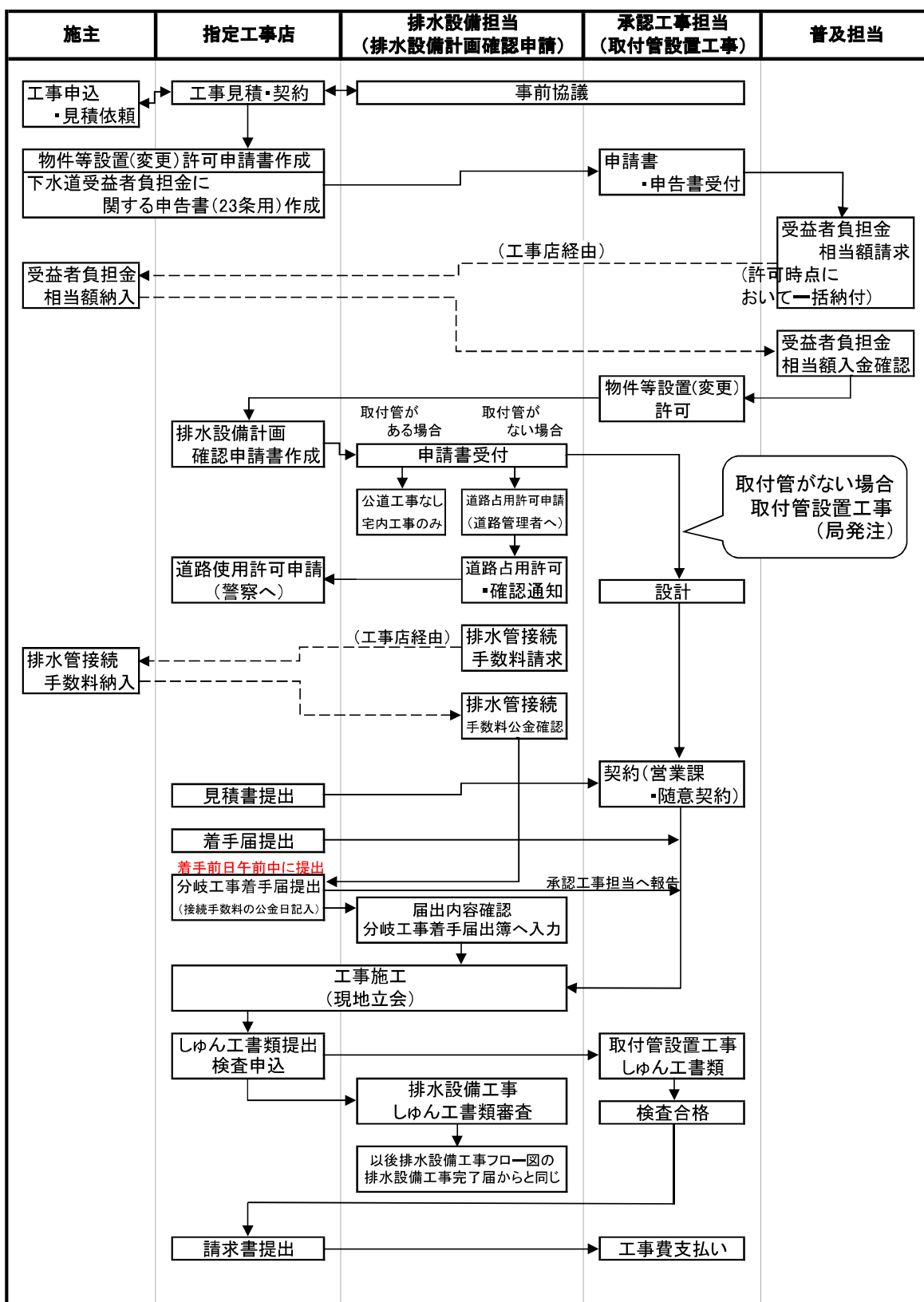
住 所 (所在地) 豊橋市〇〇町字〇〇 〇〇番地

氏 名 (名 称) 豊橋 太郎

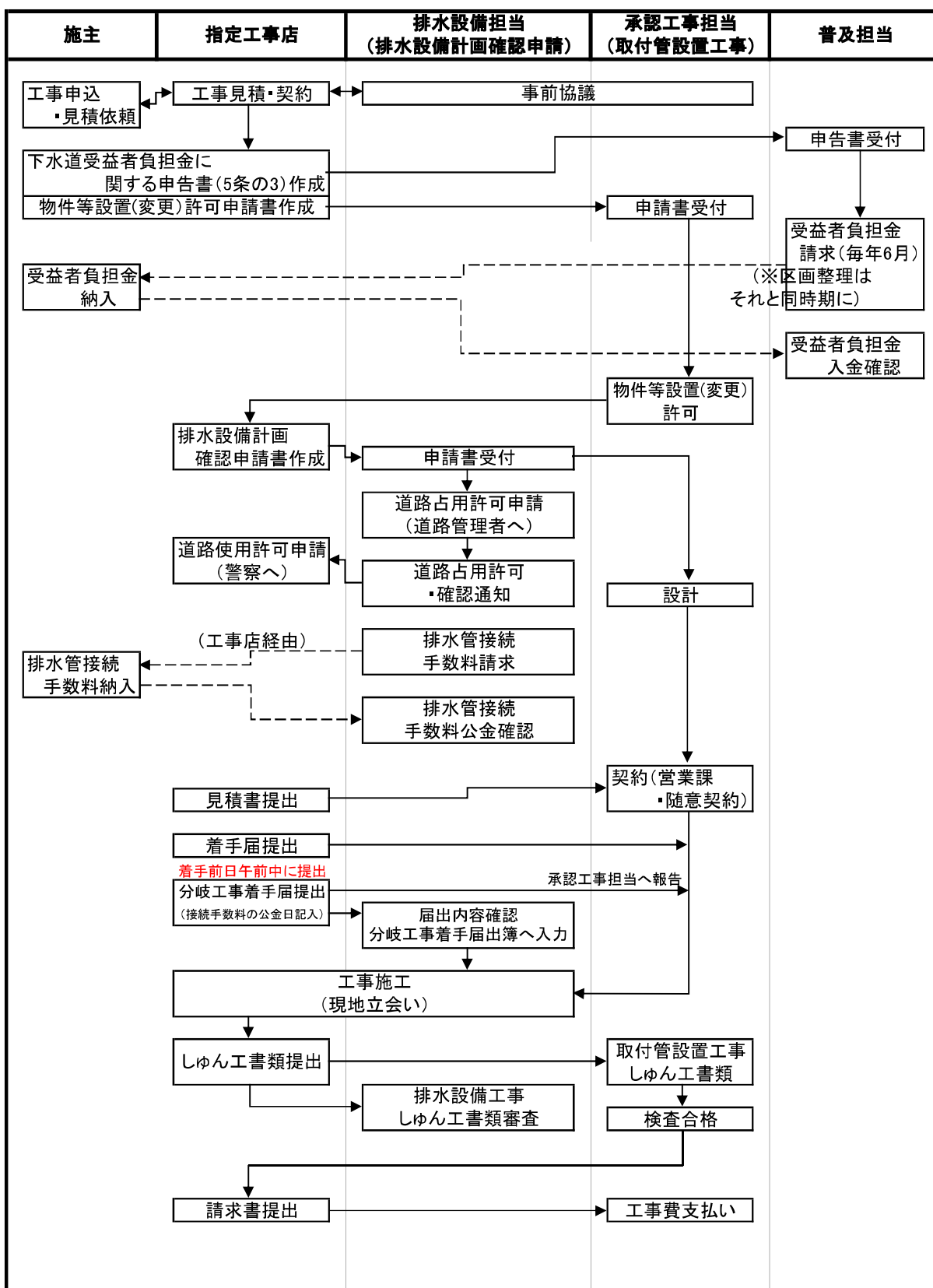
公共下水道に物件等を設置（変更）したいので豊橋市下水道条例第23条の規定により申請します。

設 置 場 所	豊橋市 〇〇町字〇〇 〇〇番地	
設 置 目 的	汚水排除のため	
物 件 等 の 種 類	一般住宅の排水設備	
設 置 面 積 又 は 延 長	A=150.5㎡	
設 置 期 間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
着 手 及 完 了 年 月 日	年 月 日から	
	年 月 日まで	
工 事 施 行 者	住所 (所在地)	豊橋市△△町字△△ △△番△
	氏名 (名 称)	今橋設備 電話 0532-51-△△△△
占 用 料 金		
許 可 年 月 日	年 月 日から	
指 令 番 号	第 号	

§ 17. 公共下水道処理区域外(調整区域)からの新規接続申請事務手続きフロー(下水道条例第23条)

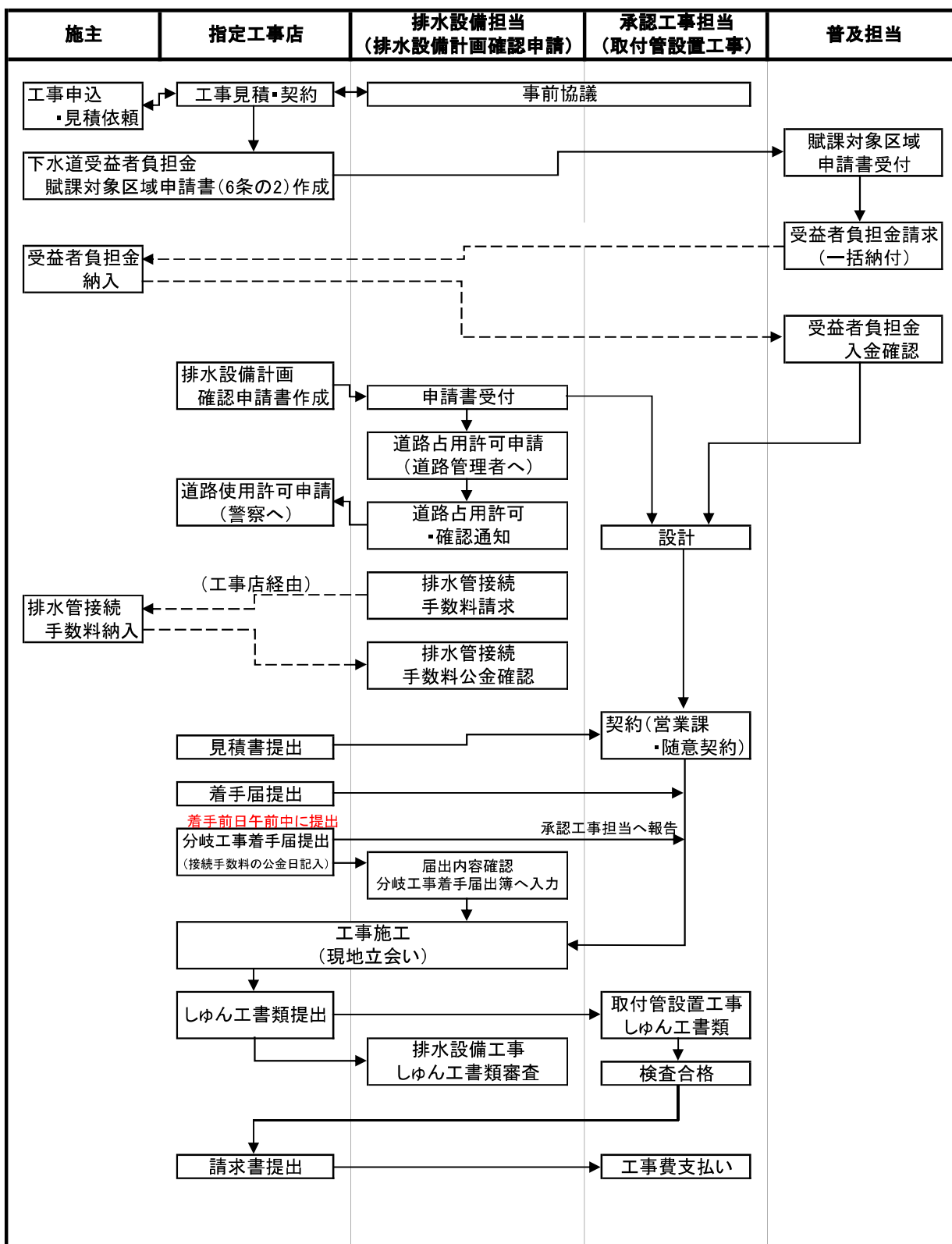


§ 18. 公共下水道処理区域外(市街化区域)からの新規接続申請事務手続きフロー





§ 19. 公共下水道処理区域内(農地・山林等の特例除外)からの新規接続申請事務手続きフロー



§ 20. 地域下水道使用許可申請書記入例

様式第10

## 地域下水道使用許可申請書

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

住 所 豊橋市〇〇町字△△ ××番地  
(所在地)

氏 名 下水 一郎

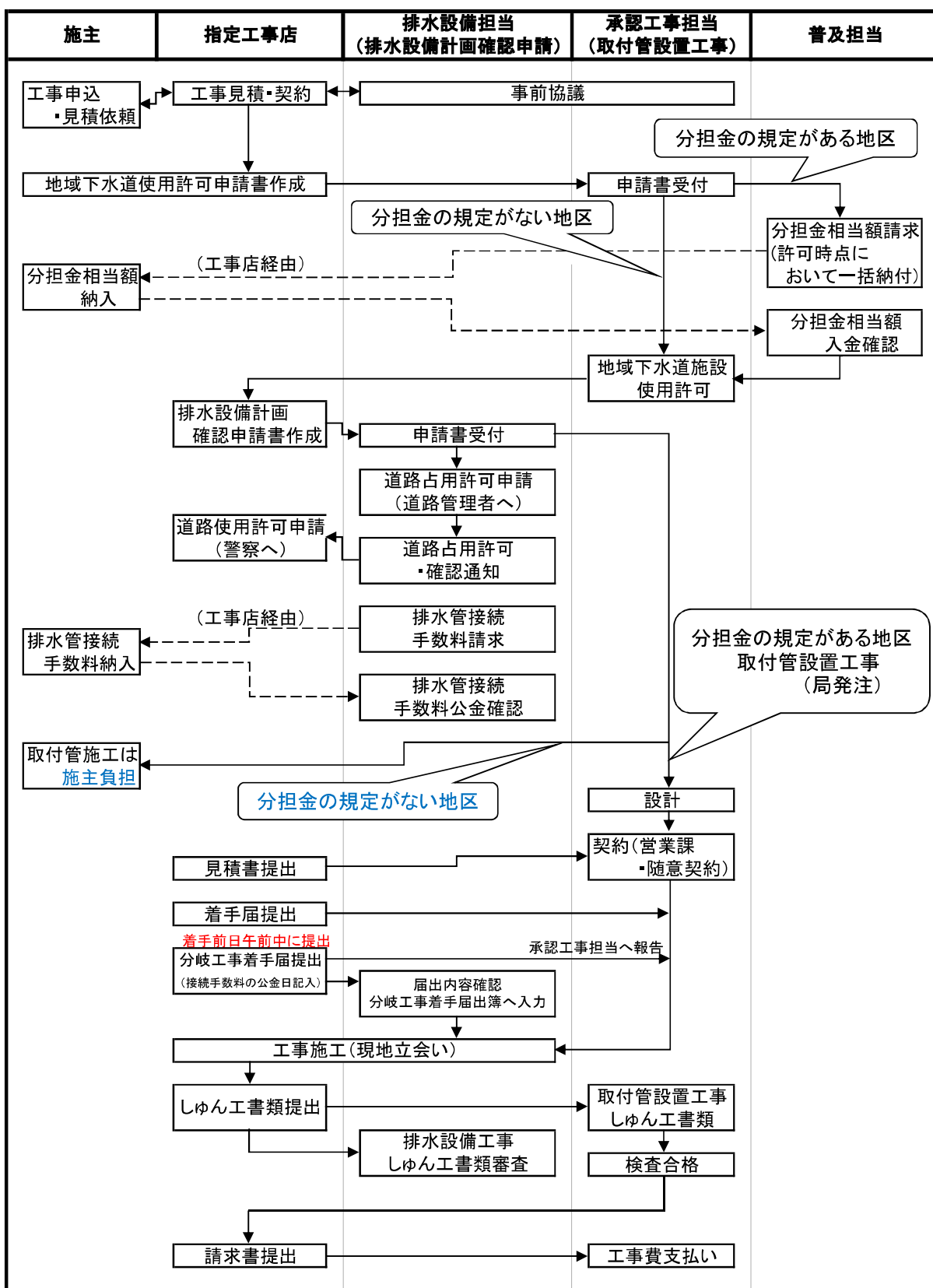
(法の場合格級(代表者))

電 話 ( 0532 ) ◇◇ - ◇◇◇◇

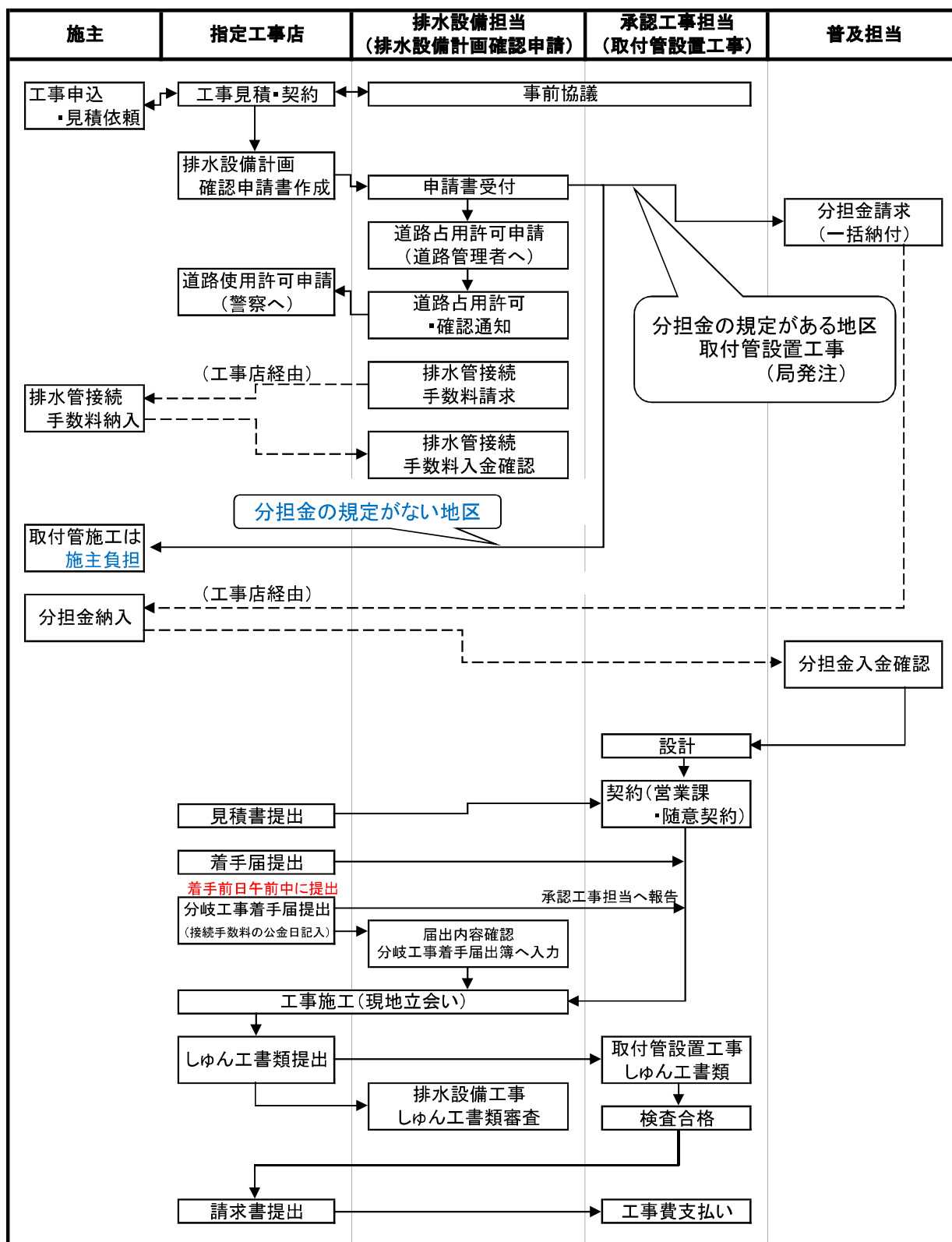
地域下水道を使用したいので、豊橋市地域下水道条例第13条の規定により次のとおり申請します。

設 置 場 所	豊橋市〇〇町字△△ ××番地	
設 置 目 的	汚水排除のため	
物 件 等 の 種 類	排水設備 (一般住宅)	
設置面積又は延長	A=200.0m <sup>2</sup>	
設 置 期 間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
着手及完了年月日	年 月 日から	
	年 月 日まで	
工 事 施 行 者	住所 (所在地)	豊橋市□□町字□□ □□番□
	氏名 (名 称)	今橋設備 電話 0532-51-□□□□
占 用 料 金		
許 可 年 月 日	年 月 日から	
指 令 番 号	第 号	

§ 21. 地域下水道処理区域外からの新規接続申請事務手続きフロー(地域下水道条例第13条)



§ 22. 地域下水道処理区域内からの新規接続申請事務手続きフロー



§ 23. ディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書記入例

様式第 1

ディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

申請者 住所（所在地）**豊橋市牛川町字下モ田 2 9 - 1**

氏名（名 称）**下水 花子**

（法人にあってはその代表者の氏名）

豊橋市下水道条例第 6 条の規定により、ディスポーザ排水処理システム等の設置について、次のとおり申請します。

設 置 場 所	豊橋市 <b>牛川</b> 町 丁目 <b>字下モ田 2 9 - 1</b> 番地	
使 用 者	<b>下水 花子</b>	
建 築 物 の 種 類	<del>一般住宅</del> ・集合住宅・事業所等・その他（ ）	
メーカー名及び品名	メーカ一 名	◎旧建設大臣の認定を受けたシステム ◎その他評価機関が基準適合性を有するものであることを記載した評価書付きのシステム
	品 名	〇〇キッチン排水処理システム
施 工 期 間	着 手	〇〇年 〇〇月 〇〇日（予定）
	完 了	△△年 △△月 △△日（予定）
設 置 施 工 業 者	<b>排水設備（株）</b>	
維 持 管 理 業 者	<b>（維持管理業務委託契約をした業者）</b>	
備 考		

## 第 8 節 排水設備等届出

### § 1. 一般事項

管理者への届出は、法、条例等の定めを遵守しなければならない。

### § 2. 排水設備に関する届出

届出が必要なとき	届出の種類
義務者又は使用者が市内に居住していないとき。また、代理人の変更をするとき	排水設備義務者（使用者） 代理人選定（変更）届
排水設備の設置延期許可を受けようとするとき。	排水設備設置延期願 （公共下水） 排水設備設置延期許可申請書 （地域下水）
排水設備の新設等を行おうとするとき。	排水設備計画確認申請書 （公共下水） （地域下水） 除害施設設置（変更）計画確認申請書 （公共下水） （地域下水）
排水設備の新設等の工事を完了したとき。	排水設備等工事完了届 （公共下水） （地域下水）
使用者が下水道の使用を開始、休止、廃止又は再開しようとするとき。	公共下水道使用開始（廃止、休止、再開）届 地域下水道使用開始（廃止、休止、再開）届 公共下水道使用開始（変更）届 地域下水道使用開始（変更）届
義務者又は使用者に変更があったとき。	排水設備義務者（使用者）変更届 （公共下水） （地域下水）

届出が必要なとき	届出の種類
井戸汚水その他の汚水を下水道に排除しようとするとき。	汚水排出量申告書 (公共下水) (地域下水)
製氷業その他の営業でその営業に伴い使用する水の量が下水道に排除する汚水の量と著しく異なるとき。	排出汚水減量申告書 (公共下水道) (地域下水道)
処理区域外の土地からの排水を下水道に固着を希望するとき。	物件等設置(変更)許可申請書 (公共下水) 地域下水道使用許可申請書 (地域下水)
浄化槽雨水貯留施設転用補助金を受けようとするとき。	補助金等交付申請書 (公共下水) (地域下水)
生活扶助世帯水洗便所設置費補助金を受けようとするとき。	生活扶助世帯水洗便所設置費補助金交付申請書
宅地内汚水ポンプ設備設置費補助金を受けようとするとき。	補助金交付申請書
洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給を受けようとするとき。	水洗便所改造資金融資あっせん申込書
私道共同排水設備設置費補助金を受けようとするとき。	私道共同排水設備設置費補助交付申請書
ディスポーザ排水処理システム等の設置をしようとするとき。	ディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書 (公共下水) (地域下水)

届出が必要なとき	届出の種類
取付管を埋設、撤去する場合（市道）	道路占用許可申請書
	分岐工事着手届